

報道関係者 各位

令和8年1月16日

【照会先】

高知労働局職業安定部職業安定課

需給調整事業室長 秋山 聰

需給調整指導官 松尾 尚毅

電話 088-885-6051

令和7年度「労働者派遣セミナー」を開催します。

高知労働局（局長 菊池 宏二）は、関係事業所（派遣元事業所、派遣先事業所等）の皆様に、労働者派遣・請負の適正化、派遣法に基づく同一労働同一賃金の遵守及び適正な労働者派遣事業の運営等について理解を深めていただくことを目的としたセミナーを、下記のとおり開催します。

1. 開催日時 令和8年1月27日（火）13:30～15:45

2. 開催場所 ちより街テラス 3階「ちよテラホール」
高知市知寄町2丁目1-37

3. 主催 高知労働局

4. 対象者 派遣元事業所、派遣先事業所 等

5. 内容（予定）

①労働者派遣について

～労働者派遣と請負の区分、同一労働同一賃金の遵守、適正な労働者派遣事業の運営～

②パートタイム・有期雇用労働法と同一労働同一賃金について

③フリーランス・事業者間取引適正化等法について

6. 別添資料 令和7年度「労働者派遣セミナー」の開催について

7. 取材

取材を希望される場合は、別紙「取材申込書」に必要事項を記入のうえ、1月26日（月）の17:00までに事前に申込をお願いします。期限までの申込がない場合も、事前にご連絡いただければ参加可能です。

取材申込書

取材を希望される場合は、1月26日(月)の17時までに電話又はメールお申し込みいただきますようご協力願います。

申込者	報道機関名	
	記者氏名	
	連絡先 (電話番号等)	
取材人数	人 (カメラ台数：ムービー　　台、スチール　　台) (三脚の使用： 有　　無)	
取材希望時間	時～　　時	
連絡事項		

※ 申込は報道機関の方のみ対象となります。

※ 取材にあたっては、担当者の指示に従っていただきますようお願いします。

【連絡先】高知労働局職業安定部 職業安定課 需給調整事業室長 秋山

電話：088-885-6051

メール：akiyama-satoshi@mhlw.go.jp

令和7年度「労働者派遣セミナー」 の開催について

日時

令和8年1月27日(火)13:30~15:45
(受付開始 13:00~)

場所

ちより街テラス3F「ちよテラホール」高知市知寄町2丁目1-37

内容

①労働者派遣について～労働者派遣と請負の区分、同一労働同一賃金の遵守、適正な労働者派遣事業の運営～

- ・労働者派遣事業と、請負により行われる事業との区分に関する基準について、具体的判断基準、明確化等
- ・派遣先に雇用される通常の労働者と、派遣労働者との間の待遇差の解消を目的とした改正派遣法が2020年（令和2年）に施行。派遣先均等・均衡方式と労使協定方式のいずれかにより待遇を決定。その概要について説明。
- ・派遣元・派遣先事業主が作成する書類のポイント
- ・派遣元事業主が提出する事業報告書のポイント

②パートタイム・有期雇用労働法と同一労働同一賃金について

- ・「同一労働同一賃金」は正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消を図るものであり2018年（平成30年）に成立した働き方改革関連法による改正後のパートタイム・有期雇用労働法及び労働者派遣法において関連規定が整備された。同一労働同一賃金への取組を適正に行つていただくために法の趣旨について説明。

③フリーランス・事業者間取引適正化等法について

- ・「フリーランスに係る取引の適正化等に関する法律」いわゆるフリーランス保護法は一昨年令和6年11月1日に施行され1年が経過したが、企業及びフリーランス双方の理解があまり深まってはいないという状況がヒアリング等を通して見えてきた。この法律の概要について説明。

参加事業所

県内の派遣元事業所、派遣先事業所 等

お問い合わせ

高知労働局 需給調整事業室

〒781-9548 高知市南金田1番39号

電話：**088-885-6051** 担当：秋山・松尾・岡村・西森・本田

駐車場に限りがありますので、できる限り公共交通機関の御利用をお願いします。

ちよテラホールの駐車場は3階及び2階の一部です。隣のベスト電器の駐車場には駐車しないようお願いします。